

下関市教育委員会 1月定例会 資料

令和5年1月25日（水） 9：30～
教育センター 3階中研修室

【 目 次 】

○日程表 P 1

[議案]

- 第1号 下関市学校職員の分限に関する手続及び
効果等に関する条例の一部を改正する条例別冊①
第2号 下関市立学校の設置等に関する条例の一部を改正する条例別冊①
第3号 下関市立小学校及び中学校管理規則の一部を改正する規則別冊①
第4号 下関市立歴史博物館協議会委員の委嘱についてP 2

[報告]

- 「北浦地方のサバー送り」の「記録作成等の措置を
講ずべき無形の民俗文化財」選択についてP 5

教育委員会定例会日程表

令和5年1月25日(水) 9時30分から

下関市教育センター 3階 中研修室

開会

署名委員指名

教育長報告

議事等

日程1

【議案】

- | | | |
|-----|---------------------------------------|-------|
| 第1号 | 下関市学校職員の分限に関する手続及び効果等に関する条例の一部を改正する条例 | 学校教育課 |
| 第2号 | 下関市立学校の設置等に関する条例の一部を改正する条例 | 学校教育課 |
| 第3号 | 下関市立小学校及び中学校管理規則の一部を改正する規則 | 学校教育課 |
| 第4号 | 下関市立歴史博物館協議会委員の委嘱について | 歴史博物館 |

日程2

【報告事項】

- 「北浦地方のサバ一送り」の「記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財」選択について 文化財保護課

日程3

【その他】

■次回開催予定 令和5年2月28日(火)

R5. 2月

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28				

R5. 3月

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

閉会

下関市教育委員会
議案第4号

下関市立歴史博物館協議会委員の委嘱について
上記の議案を提出する。

令和5年1月25日

下関市教育委員会
教育長 児玉 典彦

下関市立歴史博物館協議会委員の委嘱について
博物館法（昭和26年法律第285号）第21条及び下関市立歴史博物館の
設置等に関する条例（平成28年条例第39号）第12条の規定に基づき、下
関市立歴史博物館協議会委員を下記のとおり委嘱する。

記

1. 下関市立歴史博物館協議会委員候補者

別紙下関市立歴史博物館協議会委員候補者名簿のとおり

2. 任期

令和5年2月21日～令和7年2月20日まで

提案理由

下関市立歴史博物館協議会委員を委嘱するため。

下関市立歴史博物館協議会委員候補者名簿

区分	氏 名	公 職 等	備考
学校教育 関係者	鬼 崎 聖	下関市教育研究会小学校社会科部長 下関市立西市小学校長	再任
	五郎丸 哲也	下関市教育研究会中学校社会科部長 下関市立日新中学校長	再任
社会教育 関係者	富 永 洋 一	下関市社会教育委員 一般財団法人下関21世紀協会常任理事	再任
	中 村 美 幸	下関市立美術館前館長	再任
家庭教育に 資する者	上 野 幸 子	長府婦人会会长	再任
	松 村 通 世	下関市更生保護女性会顧問（前会長）	再任
学識経験者	木 部 和 昭	山口大学経済学部教授	再任
	大 道 智 子	北九州市立小倉城庭園前学芸員	再任
	関 谷 慶 子	学校法人下関学院学院長	再任
	山 田 稔	山口県立山口博物館前学芸専門監	再任

参考条文（抜粋）

博物館法

（博物館協議会）

第 21 条 博物館協議会の委員は、当該博物館を設置する地方公共団体の教育委員会が任命する。

下関市立歴史博物館の設置等に関する条例

（協議会の設置）

第 12 条 法第 20 条第 1 項の規定により、博物館に下関市立歴史博物館協議会（以下「協議会」という。）を置く。

- 2 協議会の委員の定数は、10 人以内とする。
- 3 協議会の委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者のうちから委員会が委嘱する。
- 4 協議会の委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 協議会の委員は、再任されることができる。
- 6 協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

報 告 事 項
令和 5 年 1 月 25 日
文 化 財 保 護 課

「北浦地方のサバー送り」の「記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財」の選択について

令和 5 年 1 月 20 日（金）開催の文化審議会において、本市並びに長門市に所在する「北浦地方のサバー送り」を記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財に選択するよう文化庁長官に対して答申が行われましたので報告いたします。

記

1 選択対象の文化財

「北浦地方のサバー送り」

※県指定無形民俗文化財（平成 21 年 4 月 14 日指定）

【所在地 長門市】

2 選択等の区分

記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財

※国指定の重要無形民俗文化財以外の無形の民俗文化財のうち、特に記録作成等の措置を講ずべき必要のあるものについて、文化庁長官が選択するもの。

3 文化財の概要

別紙のとおり

4 その他

本市における記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財の選択は、昭和 34 年の「蓋井島「山の神」神事」以来で、2 件目。

【本市の指定・登録等文化財件数】

合計 273件（答申中の本件を含む）

国 指 定		県 指 定		市 指 定	
重要文化財 (うち、国宝 2)	21	有形文化財 無形文化財	29 1	有形文化財 無形文化財	95 1
重要有形民俗文化財	1	無形民俗文化財	2	有形民俗文化財	5
記念物	20	記念物	11	無形民俗文化財 記念物	10 35
	42		43		146

国 登 録		国 選 択		国認定	
有形文化財(建造物)	35	記録作成等の措置		重要美術品	3
有形民俗文化財	1	を講ずべき無形の 民俗文化財	2	日本遺産	1
	36		2		4

令和5年1月20日現在

選択される民俗文化財の概要

1 文化財の名称

北浦地方のサバー送り

2 文化財の所在地

長門市及び下関市

3 保護団体

特定せず

4 実施時期

例年 6 月下旬から 7 月上旬に送り出しを行う

5 概要

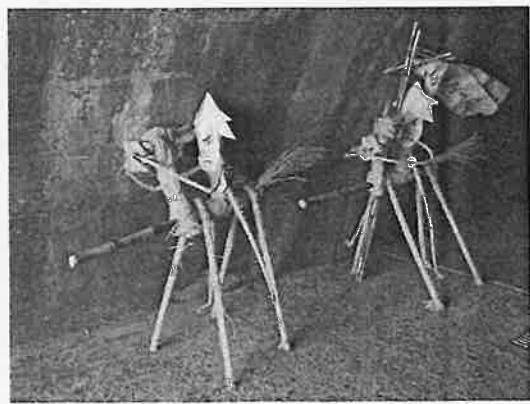
北浦地方のサバー送りは、長門市から下関市にかけて広域的に行われる虫送りの行事である。サバーサマとサネモリサマと呼ばれる二体の藁人形を集落の外に送り出すことで、稲につく害虫を追い払い、稲の無事な生育を祈願する。長門市東深川の飯山八幡宮を起点として、地区から地区へと人形を送り継ぎ、最終的には下関市の豊北町や豊浦町にあたる西部の海岸から海に流される。

サバー送りが行われている地域では、稲作を中心として農業が盛んに営まれてきたが、生業の変化や過疎化によって、藁人形の作り手の高齢化や運び手の減少が進んでいることから、早急な記録の作成を必要とするものである。

虫送り行事の典型的な性格をよく伝えており、広域を送り継ぐ形態には地域的特色が顕著である。農耕儀礼や民間信仰の変遷を考える上で重要なである。



飯山八幡宮からの送り出し



サバーサマとサネモリサマ